

○筑西市空家等対策支援補助金交付要項

令和3年6月10日市告示第114号

改正

令和5年6月1日市告示第169号の2

令和6年3月29日市告示第83号

令和8年3月31日市告示第68号

筑西市空家等対策支援補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、周辺の生活環境の保全上支障となる空家等の修繕及び解体を促進し、もって地域の活性化並びに市民の安全で安心な生活の確保及び良好な生活環境の保全に寄与するため、空家等の修繕又は解体を行い、空家等の有効活用を図る者に対し、市予算の範囲内において筑西市空家等対策支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 住宅 居住の用に供する家屋をいう。
- (3) 併用住宅 住宅部分及び店舗、事務所、賃借住宅棟等の部分を有する建築物をいう。
- (4) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (5) 不良住宅 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅をいう。
- (6) 市内業者 本市の区域内に本社若しくは本店又は主たる事務所若しくは営業所を有する者をいう。

(補助対象事業)

第3条 この要項により補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める内容とする。

- (1) 修繕事業 市内業者と契約を締結して住宅機能の向上のために、空家等の修繕、改築、増築等（以下「修繕等」という。）の工事（空家等が併用住宅である場合は、当該併用住宅のうち自己の居住の用に供する部分の工事に限る。）を行う事業をいう。

- (2) 解体事業 市内業者と契約を締結して空家等及びその敷地内に存する建築物、工作物、竹木、動産等の全て（市長がやむを得ないと認めるときは、これらの一部）を解体し、及び撤去し、更地にする工事を行う事業とする。

（補助対象空家等）

第4条 この要項により補助金の交付の対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 修繕事業 筑西市空き家バンク実施要綱（平成29年市告示第16号。以下「空き家バンク実施要綱」という。）第4条第2項の規定により空き家等登録台帳に登録された空家等（以下「空き家バンク登録物件」という。）であって、個人が所有する住宅又は併用住宅であるもの
- (2) 解体事業 次のいずれにも該当すること。

- ア 特定空家等に認定された空家等（法第22条第3項の規定による命令の対象となったものを除く。）又は不良住宅と判定されている空家等
- イ 個人が所有する空家等（営利目的で所有するものを除く。）
- ウ 所有権以外の権利が設定されていない空家等
- エ 公共事業による補償の対象となっていない空家等

- 2 前項の規定にかかわらず、特定空家等又は不良住宅に準じる状態にある空家等であって、公益上必要があると市長が認めるものについては、解体事業に係る補助対象空家等とすることができる。

（補助対象者）

第5条 この要項により補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 修繕事業 次のいずれにも該当すること。

- ア 空き家バンク実施要綱第9条第2項の規定により利用登録者台帳に登録された者であること。
- イ 自己の居住の用に供する目的で空き家バンク登録物件を購入した者であること。
- ウ イの物件の住所を住民基本台帳に登録し、当該物件に継続して5年以上居住する意思があること。
- エ 空き家バンク実施要綱第5条に規定する空き家バンク登録者と3親等以内の親族でないこと。
- オ 過去に修繕事業に係る補助金の交付を受けていないこと。
- カ 本市が実施する他の同種の補助、助成等を受けていないこと。

キ 市税等を滞納していないこと。

ク 筑西市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に掲げる暴力団若しくは同条第3号に掲げる暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

(2) 解体事業 次のいずれにも該当すること。

ア 補助対象空家等の所有者、相続人その他の補助対象空家等の管理及び処分に関し正当な権利を有する者（補助対象空家等が共有物である場合は、共有者全員から解体事業を実施することについて同意を得ている者に限る。）であること。

イ 過去に解体事業に係る補助金の交付を受けていないこと。

ウ 前号カからクまでのいずれにも該当すること。

（補助対象経費）

第6条 この要項により補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

(1) 修繕事業 空家等の修繕等に要する工事費

(2) 解体事業 次に掲げる経費

ア 空家等の解体に要する工事費

イ 廃材等の適正な収集運搬及び処分並びに整地に要する経費（舗装に要する経費を除く。）

ウ ア及びイに掲げるもののほか市長が必要と認める経費

（補助金の額等）

第7条 この要項による補助金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 修繕事業 補助対象経費を合計した額に2分の1を乗じて得た額とし、30万円を限度とする。

(2) 解体事業 補助対象経費を合計した額に3分の1を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。

2 補助金の交付は、一の補助対象空家等につき、前項の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ1回を限度とする。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の実施前に空家等対策支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、公簿等により確認することができる書類については、添付を省略する

ことができるものとする。

- (1) 補助対象経費の額が確認できる見積書及びその内訳書の写し
- (2) 補助対象空家等付近の見取図、配置図及び現況写真
- (3) 建築確認済証の写し（建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定により建築確認が必要な場合に限る。）
- (4) 土地及び建物に係る登記事項証明書その他の補助対象空家等の所有者が確認できるもの
- (5) 共有者全員の同意書（補助対象空家等が共有物である場合に限る。）
- (6) 補助対象空家等の所有者との関係を確認できる書類（申請者が当該空家等の相続人である場合に限る。）
- (7) 補助事業を実施するための正当な権利を有することが確認できる書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 修繕事業に係る補助金の交付の申請を行うことができる期間は、空き家バンク登録物件の所有権が移転した日の翌日から起算して1年を経過する日までの期間とする。

（交付決定等）

第9条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、交付の可否を決定のうえ、空家等対策支援補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際し、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（事前着手）

第10条 申請者は、事前着手（前条の交付決定前に、当該交付決定に係る補助対象事業に着手することをいう。）をしてはならない。ただし、第8条の申請書の提出後であって、緊急に工事を要する事情その他やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

（申請内容の変更等）

第11条 第9条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）について、第8条の規定による交付申請の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ空家等対策支援補助事業変更等承認申請書（様式第3号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、補助金の交付申請額の増額に係る補助事業の内容の変更については、これを認めない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地

調査を行い、承認の可否を決定のうえ、空家等対策支援補助事業変更等承認・不承認通知書（様式第4号）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定の日が属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、空家等対策支援補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書等の写し
- (2) 領収書その他の工事に係る費用の支払を確認できる書類の写し
- (3) 補助事業の実施中及び完了後の写真
- (4) 住民票の写し（修繕事業を実施した者に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査その他必要な調査を実施し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、空家等対策支援補助金交付額確定通知書（様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、空家等対策支援補助金交付請求書（様式第7号）により速やかに市長に補助金の交付を請求するものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要項若しくはこの要項に基づく市長の指示又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか補助金を交付することを不相当と認める事実があったとき。

（補則）

第16条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日（以下「施行の日」という。）から施行し、施行の日以後に法第2条第2項の規定に基づく市長の認定を受けた特定空家等について適用する。

附 則（令和5年6月1日市告示第169号の2）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の筑西市空家等解体支援補助金交付要項の規定は、令和５年度以後の年度分の補助金の交付について適用する。

附 則（令和６年３月２９日市告示第８３号）

この告示は、令和６年４月１日から施行し、この告示による改正後の筑西市空家等対策支援補助金交付要項の規定は、同日以後に申請のあった補助金の交付について適用する。

附 則（令和８年３月 日市告示第 号）

この告示は、令和８年４月１日から施行し、この告示による改正後の筑西市空家等対策支援補助金交付要項の規定は、同日以後に申請のあった補助金の交付について適用する。